

6 東彼杵町規則第 7 号

東彼杵町会計年度任用職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 1 4 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎



じ。)、勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員となった者の職務の級等)

第7条 法第22条の2第1項第1号の規定により任用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の職務の級等の決定については、第2条から第5条の規定を準用する。ただし、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間が15時間30分に満たない場合は、第5条の規定は適用しない。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬支給割合)

第8条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬の支給割合)

第9条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第10条 (略)

(パートタイムの会計年度任用職員の勤勉手当)

第10条の2 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率については、町長が定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、条例第20条の2第1項において準用する給与条例第21条に規定する勤勉手当を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範囲、勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第11条 (略)

(給料表の改定に伴う支給)

(パートタイム会計年度任用職員となった者の職務の級等)

第6条 法第22条の2第1項第1号の規定により任用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の職務の級等の決定については、第2条から前条の規定を準用する。ただし、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間が15時間30分に満たない場合は、前条の規定は適用しない。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬支給割合)

第7条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬の支給割合)

第8条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第9条 (略)

[新設]

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第10条 (略)

[新設]

第12条 給与改定により新給料表が決定されたときは、常勤職員の例による。ただし、新給料表が決定される前に任用期間が終了したフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員については支給の対象としない。

(委任)

第13条 (略)

別表 職種別基準表 (第3条関係)

職種	学歴免許等	基礎号給	上限の号給
一般行政事務	高校卒	2級—5	2級—25
事務補助	高校卒	1級—12	1級—32
道路維持管理	高校卒	1級—25	1級—45
保健師、助産師	該当免許	2級—21	2級—41
正看護師	該当免許	2級—19	2級—39
准看護師	該当免許	2級—17	2級—37
管理栄養士	該当免許	2級—17	2級—37
栄養士	該当免許	2級—15	2級—35
調理員	高校卒	1級—16	1級—36
調理補助	高校卒	1級—14	1級—34
指導主事	該当免許	3級—55	3級—75
学習指導員	該当免許	2級—34	2級—54
学校事務補佐	高校卒	1級—12	1級—32
学習支援員	高校卒	1級—12	1級—32
学校用務補助員	高校卒	1級—12	1級—32
図書司書補助	高校卒	1級—12	1級—32
特別支援教育支援員	高校卒	1級—12	1級—32
主任介護支援専門員	該当免許	2級—19	2級—39

(委任)

第11条 (略)

別表 職種別基準表 (第3条関係)

職種	学歴免許等	基礎号給	上限の号給
一般行政事務	高校卒	2級—5	2級—25
事務補助	高校卒	1級—12	1級—32
道路維持管理	高校卒	1級—25	1級—45
保健師、助産師	該当免許	2級—21	2級—41
正看護師	該当免許	2級—19	2級—39
准看護師	該当免許	2級—17	2級—37
管理栄養士	該当免許	2級—17	2級—37
栄養士	該当免許	2級—15	2級—35
調理員	高校卒	1級—16	1級—36
調理補助	高校卒	1級—14	1級—34
指導主事	該当免許	3級—55	3級—75
学習指導員	該当免許	2級—34	2級—54
学校事務補佐	高校卒	1級—12	1級—32
学習支援員	高校卒	1級—12	1級—32
学校用務補助員	高校卒	1級—12	1級—32
図書司書補助	高校卒	1級—12	1級—32
特別支援教育支援員	高校卒	1級—12	1級—32
主任介護支援専門員	該当免許	2級—19	2級—39

介護認定調査員（有資格）	該当資格	2級—17	2級—37	介護認定調査員（有資格）	該当資格	2級—17	2級—37
介護予防支援プランナー（有資格）	該当資格	2級—17	2級—37	介護予防支援プランナー（有資格）	該当資格	2級—17	2級—37
介護予防事業支援員（有資格）	該当資格	2級—14	2級—34	介護予防事業支援員（有資格）	該当資格	2級—14	2級—34
公用車運転手	高校卒	1級—14	1級—34	公用車運転手	高校卒	1級—14	1級—34
プール監視員	高校卒	1級—36	1級—36	プール監視員	高校卒	1級—36	1級—36
地域プロジェクトマネージャー		4級—69	4級—77	地域おこし協力隊		2級—25	2級—37
地域おこし協力隊		2級—25	2級—37	教育業務支援員	高校卒	1級—12	1級—32
教育業務支援員	高校卒	1級—12	1級—32	外国語通訳支援員	高校卒	1級—12	1級—32
外国語通訳支援員	高校卒	1級—12	1級—32	自立適応支援員	該当免許	2級—34	2級—54
自立適応支援員	該当免許	2級—34	2級—54	小中一貫教育	該当免許	2級—34	2級—54
小中一貫教育	該当免許	2級—34	2級—54				

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。